明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

告示三ロに掲げる工事	四十九万五千四百円	当該工事の箇所数
告示三ハに掲げる工事	二万六千八百円	当該工事の箇所数
告示三ニに掲げる工事	五万六千五百円	当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十七万一千七百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示四ロに掲げる工事	三十四万八千四百円	当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	三十万六千七百円	当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千二百円	当該手すりの長さ（単位　メートル）
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万三千四百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」という。）	四万二千四百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下「浴室段差解消等工事」という。）	九万二千七百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千九百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示七イに掲げる工事	十四万九千四百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万四千円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という。）	四十四万七千八百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	十三万六千百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千七百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	二万五百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事をした同項に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百五十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正し、居住者が平成二十六年四月一日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

平成二十五年五月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、「当該認定長期優良住宅の構造の区分に応じて」を削り、「次の表の上欄に掲げる構造（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第二号様式又は第四号様式に記載されている構造をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に」を「床面積一平方メートルにつき四万三千八百円に」に、「租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項又は第二項」を「同条第一項又は第三項」に、「）とする。」を「。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。」に改め、表を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百五十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十二項第二号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「及び第二項」を「若しくは第三項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、「及び第二項」を「若しくは第三項」に改める部分は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項第二号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「の規定の適用」を「又は第四十一条の十九の四第一項若しくは第三項の規定の適用」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、「第四十一条第五条」を「第四十一条第十項」に改める部分は、平成二十六年一月一日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）